

長崎市競争入札参加資格審査申請書提出の手引き

長崎市及び長崎市上下水道局が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1 申請期間

新 規	随時受付
更 新	随時受付 前回認定時に長崎市から交付された「競争入札参加資格認定通知書」の「次回更新期限」までに提出してください。受付は、随時行っております。 ※「次回更新期限」は、前回申請時に提出された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期限(審査基準日から1年7か月)となります。

2 申請方法等

原則、電子申請をお願いします。添付書類も全てデータを添付して申請することができます。

《入札参加資格システム(電子申請)》

https://gyosha.nyusatsu.city.nagasaki.lg.jp/DENTYO/M0510_InternetuketsukeServlet

電子申請	《入札参加資格申請システムにおいて申請》 提出書類のデータを添付してシステムで送信してください。 ※ 更新の場合、ID及びパスワードを使用してシステムにログインしてください。 ※ ID及びパスワードが不明の場合は、再発行の手続きをお願いします。 《再発行手続案内ページ》 https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/3528.html 《添付書類について》 ① 複数の書類の提出書類を1つにまとめた PDF ファイルで提出する場合 ファイル名を「添付書類一式」として添付してください。 ② 提出書類ごとにファイルを添付する場合 添付する書類の内容が分かるファイル名で添付してください。 【例】納税証明書、決算書類、業種に係る提出書類、各許認可の名称 等 《電子申請のメリット》 ○ 郵送料の削減、郵送の手間が省けます。 ○ 申請画面に現在の登録情報が初期表示されるため、更新・変更申請の入力は変更箇の入力のみとなります。 ○ 入力チェック機能があるため、入力漏れや誤入力を防ぐことができます。 ○ 書類の不備があった場合に、システム上で修正や追加提出のやりとりができ、迅速な手続きが可能です。
紙 申 請	郵送又は持参にて提出してください。(提出部数1部) ※手書きの場合は、ボールペン等、消しゴム等で消せないものを使用してください。

3 問い合わせ・提出先

受付時間 8:45～17:30(12:00～13:00を除く。)

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市財務部契約検査課総務係 市庁舎 10 階

電話 095-829-1160(直通) ファックス 095-829-1129

※システム操作に関することは、ヘルプデスク(電話 095-829-1360)へお問い合わせください。

10 提出書類一覧〔新規・更新〕

※様式については、長崎市ホームページ「入札・契約情報（入札参加資格申請ページ）」に掲載している「提出書類一式」の Excel ファイルをご使用ください。
 ※必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。提出書類作成上の注意点をご覧ください
 ○：提出必須 △：該当者のみ提出（11 提出書類についてをご確認ください。）

番号	書 類 名	様式 など	法 人				個 人	
			市内	認定 市内	準市内	市外	市内	市外
1	競争入札参加資格審査申請書（紙申請の場合のみ）	指定 様式	○	○	○	○	○	○
2	委任状 【更新の場合不要】	指定 様式	△	△	△	△		
3	資本・人的関係届出書 【更新の場合不要】	指定 様式	○	○	○	○	○	○
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 【更新の場合不要】	写し可	○	○	○	○		
5	長崎市税の「完納証明書」	写し可	○	○	○	△	○	△
6	消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書 【法人】その3又はその3の3 【個人】その3又はその3の2	写し可	○	○	○	○	○	○
7	1年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類 【更新の場合不要】	写し可	○		○		○	
8	5年以上市内で事業を継続していることが確認できる書類 【更新の場合不要】	写し可		○				
9	法人市民税確定申告書第 20 号様式の写し	写し可	○	○	○			
10	法人市民税確定申告に係る課税標準に関する分割明細書（第 22 号の2様式）の写し	写し可	△	△	△			
11	代表者の「住民票の写し」	写し可					○	
12	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	写し	○	○	○	○	○	○
13	【発注者別評価点用】 建設業労働災害防止協会加入証明書 （当該協会が交付したもの）	写し可	△				△	
14	一般事業主行動計画策定・変更届の写し	写し	△				△	
15	障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類	写し	△				△	
16	消防団協力事業所の認定証・認定継続に係る通知の写し	写し	△				△	
17	ながさき型地域貢献企業等認定結果通知書の写し	写し	△				△	
18	住所又は所在地のわかる地図及び事務所（看板、標識、事務所内外の状況）の写真 【更新の場合不要】		○	○	○		○	
19	返信用封筒 1 部 《新規申請の場合》 （長3規格、110 円切手貼付、宛名を記入してください。）	-	○	○	○	○	○	○
20	返信用封筒 1 部 《更新申請の場合で紙の認定通知書の送付を希望する場合のみ》 （長3規格、110 円切手貼付、宛名を記入してください。）	-	△	△	△	△	△	△

《入札参加資格審査申請を受理した際の受領確認について》

- ・電子申請の場合、申請を受理した際に、電子メールにより申請受理のメールが送付されます。
- ・紙申請の場合で、受領確認を希望する場合は、返信用封筒と申請書 1 枚目の写し（※契約検査課受領印を押印し返送します。）を追加して提出してください。

電子申請の場合、申請を受理した際に、電子メールにより申請受理のメールが送付されます。

書類名	内 容
発注者別評価点用 ≪該当する場合のみ≫ ≪市内業者に限る≫	
(13) 建設業労働災害防止協会加入証明書 (当該協会が交付したもの)	○ 建設業労働災害防止協会長崎県支部に、認定日において加入している場合に提出してください。 ○ 建設業労働災害防止協会長崎県支部長が発行した「建設業労働災害防止協会加入証明書」(協会の様式)を提出してください。(写し可)
(14) 一般事業主行動計画策定・変更届の写し	○ 次世代育成支援対策推進法に基づき、提出義務の有無にかかわらず一般事業主行動計画を労働局へ届け出ている場合に、提出してください。 ○ 認定日において、計画期間が終了していないものが対象となります。 ○ 労働局の受付印がある「一般事業主行動計画策定・変更届の写し」を提出してください。
(15) 障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類	○ 長崎市内の障害者就労施設等から物品等を調達した場合に提出してください。 ○ 申請日の属する月の前月末日以前1年間に於いて税込 20万円以上の物品等を調達している場合が対象となります。 ○ 長崎市内の障害者就労施設等が発行する領収書の写しを提出してください。領収書の宛名は申請者の商号(名称)が入っているものに限りします。
(16) 消防団協力事業所の認定証・認定継続に係る通知の写し	○ 長崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、従業員が消防団員として2人以上入団していると認定を受けている場合に、提出してください。 ○ 認定日において、有効期間が終了していないものが対象となります。 ○ 長崎市消防局が発行する「認定証」又は「認定継続に係る通知」の写しを提出してください。(長崎市消防局予防課市民消防係 電話:095-822-0425) ≪消防団協力事業所の申請案内ページ≫ https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/1012.html
(17) ながさき型地域貢献企業等認定結果通知書の写し	○ ながさき型地域貢献企業等認定制度実施要綱に基づき、ながさき型地域貢献企業等の認定を受けている場合に、長崎市民生活部自治振興課が発行する「ながさき型地域貢献企業等認定結果通知書」の写しを提出してください。 ○ 認定日において、有効期間が終了していないものが対象となります。 ○ ながさき型地域貢献企業等の認定については、長崎市民生活部自治振興課(電話:095-829-1134)へお問い合わせください。 ≪ながさき型地域貢献企業等の申請案内ページ≫ https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6223.html

16 発注者別評価について

長崎市における発注者別評価は次のとおりです。

項目ごとに必要書類や手続時期が異なりますのでご注意ください。

No	項目	概要	必要書類	手続時期
1	工事成績	【工事成績平均点69点以下】 70点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)を付与。 【工事成績平均点70点以上75点以下】 付与点数 0点 【工事成績平均点76点以上】 75点を減じて得た点数に0.01を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)を付与。この場合において、付加点の上限値は、客観的事項による評点に0.15を乗じた点数までとする。 ※工事成績における評価対象工事は、本市及び本市上下水道局が発注した請負金額が130万円を超えるものとし、建設工事の契約の種類ごとに、決算日前2年間における工事成績の平均点により算定する。	手続不要	
2	指名停止	決算日前2年間において、本市及び本市上下水道局から指名停止を受けた者は、指名停止期間の月数(1月に満たない場合は切上げ)に0.02を乗じ、さらに客観的事項による評点を乗じた点数(小数点以下四捨五入)を100点を限度に減ずる。	手続不要	
3	優秀工事表彰	決算日前1年間において、本市から優秀工事表彰を受けた者は、表彰を受けた建設工事の契約の種類に対して<u>30点</u>を加える。 ※基準日(表彰日)は、実際に表彰式を行った日ではなく、毎年一律で10月1日としています。	手続不要	
4	技術職員数	希望する建設工事の契約の種類ごとに、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)第一の三に規定する技術職員の数に次に掲げる点数を乗じ、それらを合算した点数を80点を限度に加える。 (1)1級監理受講者 6点 (2)1級技術者 5点 (3)監理技術者補佐 4点 (4)基幹技能者等 3点 (5)2級技術者等 2点 (6)その他の技術者 1点	手続不要	

No	項目	概要	必要書類	手続時期
5	障害者雇用	次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準を満たしている者に対して <u>20点</u> を加える。 (1)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用義務がある者 同法に基づく障害者雇用率を達成していること。 (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の雇用義務がない者 1年間以上継続して雇用している障害者を1人以上雇用していること。	指定期間 (毎年10月ごろ) ※毎年9月中旬以降に長崎市ホームページ「入札・契約情報」にて手続に関するお知らせを掲載しますのでご確認ください。	
6	建設業労働災害防止協会	建設業労働災害防止協会へ加入している者に対して <u>5点</u> を加える。	建設業労働災害防止協会加入証明書(協会様式)	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時
7	エコアクション21	エコアクション21の認証・登録がされている者に対して <u>5点</u> を加える。	書類不要 (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により確認します。)	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時
8	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、一般事業主行動計画を策定している者に対して <u>5点</u> を加える。	一般事業主行動計画策定・変更届の写し	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時
9	障害者就労施設等からの物品等調達	申請日の属する月の前月末日以前1年間において、市内の障害者就労施設等から20万円以上の物品等を調達した者に対して <u>5点</u> を加える。	障害者就労施設等からの物品等の調達を証する書類	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時
10	消防団活動への協力	従業員が消防団員として2人以上入団している事業所で、消防団協力事業所として認定を受けているものに対して <u>10点</u> を加える。	消防団協力事業所の認定証・認定継続に係る通知の写し ※消防局予防課での認定が必要です。(9ページ(16)の内容参照)	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時
11	地域貢献	ながさき型地域貢献企業等の認定を受けている者に対して <u>10点</u> を加える。	ながさき型地域貢献企業等認定結果通知書の写し ※自治振興課での認定が必要です。(9ページ(17)の内容参照)	入札参加資格審査申請(新規・更新・再認定)時

建設業労働災害防止協会加入証明書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

上記の者は、建設業労働災害防止協会の

令和●年度 会員であることを証明します。

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会 長崎県支部

支部長 上山 信宏

